

岐阜県緊急時介護人材確保・職場環境復旧等事業費補助金交付要綱

[令和2年7月20日 制 定]

[令和3年1月29日 一部改正]

[令和3年3月15日 一部改正]

[令和3年5月28日 一部改正]

[令和5年7月11日 一部改正]

(総則)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の発生による介護サービスの提供体制への影響をできる限り小さくするため、介護サービス事業者（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等
- (4) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、

これを利用している法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額並びに補助金の額は、知事が別に定める。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (2) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記第2号様式により、補助対象事業の完了の日（補助対象経費の支払が1回限りの場合はその支払日、複数回の場合は最後の支払日。）の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告すること。
- (3) 前号の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額に相当する金額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、規則第4条の交付の申請をもってこれを行ったものとみなす。

(補助金の額の確定の通知)

第8条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、規則第5条の規定による交付の決定をもってこれを行ったものとみなす。

(補助金の交付の時期等)

第9条 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第3号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第 10 条 規則第 4 条の申請があつた場合において、当該申請をした者が第 2 条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第 5 条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第 2 条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第 18 条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第 11 条 規則第 21 条第 2 号の機械及び重要な器具で知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が単価 30 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 21 条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令 15 号）に規定する期間とする。

3 知事は、補助事業者が規則第 21 条の知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(帳簿等の保存期間)

第 12 条 規則第 22 条の知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後 5 年間とする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 補助対象経費の支払日（複数回の支払を要する場合にあつては、最初の支払日）が令和 2 年 7 月 20 日前である場合における第 4 条第 3 項の規定の適用については、同項中「補助対象経費の支払日（複数回の支払を要する場合にあつては、最初の支払日）の 30 日前」とあるのは、「令和 2 年 7 月 20 日」とする。

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 補助対象事業の完了の日が申請書の提出以前である場合における第８条第３項の規定の適用については、同項中「補助対象事業の完了の日」とあるのは、「交付決定を受けた日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 令和４年度中に発生した補助事業については、改定前の要綱を適用する。